



カンボジア王国
国民 信仰 国王

王国政府
第 240 号/ANKr-BM

司法省の組織及び権能に関する政令

王国政府は

- 1993 年カンボジア王国憲法を見て
- カンボジア王国政府の任命に関する 2013 年 9 月 24 日付勅令第 NS/RKT/0913/903 号を見て
- 閣僚評議会の組織及び権能に関する法律を公布した 1994 年 7 月 20 日付勅許第 02/NS/94 号を見て
- 司法省の設立に関する法律を公布した 1996 年 1 月 24 日付勅許第 NS/RKM/0196/04 号を見て
- 裁判所の組織及び権能に関する法律を公布した 2014 年 7 月 16 日付勅許第 NS/RKM/0714/015 号を見て
- 裁判官及び検察官の地位に関する法律を公布した 2014 年 7 月 16 日付勅許第 NS/RKM/0714/016 号を見て
- 司法官職高等評議会の組織及び権能に関する法律を公布した 2014 年 7 月 16 日付勅許第 NS/RKM/0714/017 号を見て
- 王立司法学院の司法省の監督下への移転に関する 2013 年 10 月 24 日付勅令第 NS/RKT/1013/1058 号を見て
- 省庁及び長官の組織及び権能に関する法律を公布した 1996 年 4 月 30 日付勅令第 20 号 ANKr を見て
- 司法大臣の要請を参照して

ここに以下を決定する

第1章 総則

第1条

本政令の目的は、司法省の組織及び権能を定めることである。

第2条

本政令は、以下のことを目標とする。

- 司法省の任務及び構造を決めること
- 司法省の部署の役割及び責務を決めること
- 司法分野における職務遂行の結果の質及び有効性を確保すること

第3条

本政令は、中央及び地方レベルを含む司法省のあらゆる部署／団体を適用範囲とする。

第2章 任務、役割、責務及び組織構造

第4条

司法省は、カンボジア王国の司法に関する指導及び統治に対する管轄権を有する。

第5条

司法省は、以下の権能及び責務を有する。

- 責務の遂行における裁判官の独立を保護するために参加すること
- 法の前であらゆる個人について正義及び公平であることを確保すること
- 裁判所及び検察組織の運営プロセスを決定し監視すること
- 訴追を系統立て、指導、管理、及び監視すること
- 裁判所が適切に機能することを確保すること
- 裁判所及び検察の法の執行及び決定を確保すること
- 法の執行、判決及びあらゆる種類の裁判所及び検察の決定を追跡し、監視すること
- 裁判所の決定を整理、管理及び編集すること
- 裁判所及び検察の内部の個人及び法人による苦情がある場合に検査すること
- 司法官職高等評議会の事務総長の権能を確保すること
- 法の執行を確保するため拘置所及び刑務所を監視すること
- 司法分野における法案及び規則案を起草すること

- 省庁及び他の機関の法案を監視し、それらに意見を与えること
- 司法分野に関する法の執行を確実なものにするため指針をまとめ編集すること
- 王立司法学院を指導及び監督すること
- 司法の支援及び司法分野で働く者を指導及び監督すること
- 司法分野に関する法律を研究，研修，教育及び普及すること
- 司法分野に関する法律に関する教育及び普及を監視すること
- 司法分野及び関連する法律において，国際社会との関係を構築すること
- 犯罪者記録の要約を監督及び発行すること
- 存在した法律に従い，恩赦状を受領及び作成すること
- 司法省の監督下で働く公務員を管理すること
- 司法公務員及び司法分野における法律専門家として働く者を監督すること
- 司法省，裁判所組織，検察事務局，司法センター及び司法官職高等評議会の予算を管理すること
- 行動計画を毎月，3 か月，6 か月，9 か月及び 1 年単位で作成し王国政府へ報告すること
- 王国政府が与えるその他の責務を実施すること

第 6 条

司法省は，以下の構造を有する。

- 大臣官房
- 事務総局
- 裁判所管理業務総局
- 検察業務及び刑事問題総局
- 民事総局
- 司法開発総局
- 裁判所業務監察総局
- 内部監査局

第 7 条

事務総局は，副総局長としての位置付けの助手である多くの副総局長により補佐される総局長としての位置付けの 1 名の総局長により主導される。

総局は，助手たる多くの副総局長により補佐される 1 名の総局長により主導される。

事務総局は，助手たる副総局長としての位置付けの多くの副総局長により補佐される総局長としての位置付けの 1 名の事務局長により主導される。

司法省の組織図は，本政令の附属書として添付される。

第3章 大臣官房

第8条

大臣官房は、省庁及び長官の組織及び権能に関する法律 1996 年 4 月 30 日付勅令第 20 号 ANKr/Bk の規定に定められる職務を担当する。

第4章 事務総局

第9条

事務総局は、省の秘書役として調整の責務を負い、省及び裁判所管理機関を除く司法省の監督下の他の機関の管理業務、人員、計画、統計、財務及び情報技術を管理する。

事務総局は、以下の4つの部門を有する。

- 管理局
- 財務局
- 人事局
- 報告整理統合・保管・情報技術局

第10条

管理局は、以下を担当する。

- 中央レベルでの管理運営活動並びに中央レベル及び地方機関の間の管理運営活動を調整すること
- 司法省にとって効率的な安全管理及び社会問題管理を確保すること
- 司法省内の会合、会議、セミナー、プロトコル（国際儀礼）業務その他の式典をとりまとめること
- 司法省のその他のインフラを管理すること
- 情報の提供及び受領
- 他の新聞、ラジオ、及びテレビとの調整をすること及びそれらとの関係を構築すること
- 活動内容を毎月、3 か月、6 か月、9 か月及び1年単位でリーダーに報告すること
- 大臣により割り当てられたその他の責務を履行すること

管理局は、助手である多くの副局長により補佐される1名の局長により主導される。

第11条

財務局は、以下を担当する。

- 司法省及び司法省の監督下の他の機関の予算及び財務を管理するこ

と。ただし、裁判所管理機関の予算及び財務を除く。

- 司法省及び司法省の監督下の他の機関のあらゆるニーズを集め、収入の一覧表を作り、支出計画を作成し、機器を管理し、インフラの修理及び建設を管理すること。ただし、裁判所の管理下にある機器及びインフラを除く。
- 司法省のあらゆる収入及び経費の収納及び調整をすること
- 司法省が所有するあらゆる動産及び不動産、在庫品目を管理し、棚卸表を作成すること
- 請求明細書及び物理的口座の一覧表を定期的に管理すること
- 財務関連法に従い収入を管理し、割り当てること
- 財務活動及び営業勘定の情報技術を計画すること
- 司法省の公共調達を運営すること
- 司法省の経済計画プロジェクト、社会投資及び公共投資を提案すること
- 司法省の予算計画プロジェクトを提案すること及びあらゆる実施項目のリコールを追跡すること
- 活動内容を毎月、3 か月、6 か月、9 か月及び1 年単位でリーダーに報告すること
- 大臣により割り当てられたその他の責務を履行すること

財務局は、助手である多くの副局長により補佐される1名の局長により主導される。

第12条

人事局は、以下を担当する。

- 司法省に勤務するすべての公務員を公務員省と連携して管理すること。ただし、裁判所管理機関を除く。
- 限定的な法律に従い、採用、任命、昇進の方針を作成し、昇格、転勤、定年退職をさせること
- 優秀な仕事をした指導者、司法省の政府職員及び外国の専門家に対して、職務勲章及び他の名誉ある贈答品を与えるための正規手続きを作成し、授与を提案すること
- 公務員の職能及び人数を制限し、司法省下の機関の活動に関連するあらゆる情報を収集すること
- 専門家管理用の業務管理ファイルを作成すること
- 人事管理及び運営の枠組みの統計の作成
- 活動内容を毎月、3 か月、6 か月、9 か月及び1 年単位でリーダーに報告すること
- 大臣により割り当てられたその他の責務を履行すること

人事局は、助手である多くの副局長により補佐される1名の局長により主導される。

第 13 条

報告整理統合・保管・情報技術局は、以下を担当する。

- 開発技術、情報技術及び電気通信に関連する業務に関する王国政府の指示及び決定を実施すること
- 効率性及び透明性の向上のため司法制度の開発を支援する情報技術及び電気通信技術の戦略及び政策を計画、確立及び強化すること
- 司法分野の情報システム及び電気通信技術の開発に関連する一般的な業務を管理すること
- 司法制度を強化するため重要なデータ管理の効率性を確保する目的での司法省のコンピュータ、情報技術ツール、コンピュータのソフトウェアの企画、管理、ネットワーク接続、修理及び保守をすること
- 司法省及び裁判所機関のウェブサイト管理並びにその他の通信ネットワークを系統立て、確立すること
- 司法省及び司法制度全体についての情報技術及び電気通信技術の分野における開発に関する国家、地方及び国際的な枠組みに協力すること
- 司法省の職員及び司法分野の職員に対する情報システム管理、コンピュータソフトウェアプログラムの使い方の研修及び普及推進をすること
- 情報技術システムの普及のため、あらゆる書類を収集及び編集すること
- 司法省のデータシステムを構築、編集及び管理し、システムを制限及び開発するために参加すること
- 司法省の管理書類及び裁判所のその他の決定の保存を管理すること
- 司法省及び裁判所組織のための安全システムの構築及び書類の安全な保管保守体制の確立
- 事務総局及び司法省のあらゆる報告及びその他の活動の整理統合
- 活動内容を毎月、3 か月、6 か月、9 か月及び 1 年単位でリーダーに報告すること
- 大臣により割り当てられたその他の責務を履行すること

報告整理統合・保管・情報技術局は、助手である多くの副局長により補佐される 1 名の局長により主導される。

第 5 章 裁判所管理業務総局

第 14 条

裁判所管理業務総局は、司法省の秘書役として、広報業務、訴訟手続き管理、財務関連業務、人事、研究、裁判所管理の法律に関する普及研修を含む裁判所管理及び訴追を調整、管理、監視する役割及び責務、並びに司法の利益を促進

及び確保するため管理業務，登録，及び事件管理を支援するツールである技術を使用するよう働きかける役割及び責務を有する。

裁判所管理業務総局は，以下の4つの部門を有する。

- 裁判所管理局
- 裁判所財務局
- 裁判所人事局
- 裁判所管理に関する研究・普及・研修局

第15条

裁判所管理局は，以下を担当する。

- 中央機関及び裁判所管理機関との関係及び管理業務に関する調整
- 裁判所及び検察組織の調整及び管理運営支援業務
- 管理業務，広報業務登録システム，保釈及び事件管理のシステム並びに裁判所及び検察組織の管理手続きに関する管理及び指示の調整
- 裁判所及び検察組織の有効性，安全及び管理，公序及び社会的問題に関する管理を確保すること
- 裁判所管理の組織及び権能に関連する法律文書及び規則を実施すること
- 裁判所及び検察組織の管理，事件管理及び広報業務に関連する業務に関し，外国，非政府組織及びその他の機関と協力すること
- 判決及び裁判所の決定の受領，編集及び公表
- 裁判所機関の職員，管理及び財務の業務に関する報告，統計及びデータの受領，編集，保管及び公表
- 裁判所及び検察組織の管理機関の管理プロセスを監視すること
- 裁判所管理機関に関連する再請求又はその他の要請された介入に関する調査及び助言。必要に応じて検査を実施することもできる。
- 裁判所及び検察組織の管理システムの開発のため，あらゆる情報及び経験を集めるための会合，会議，セミナーを企画すること
- 裁判所及び検察の管理業務運営及び事件管理の追跡，監視及び実効性の評価
- 裁判所及び検察組織の管理システム及びプロセス管理の実効性を促進及び確保するために必要な，情報技術問題及びその他の技術を開発及び管理すること
- 司法サービスの進行を促進するデータ管理の実効性を確保するための，裁判所及び検察組織のコンピュータ，情報技術ツール及びコンピュータソフトウェアプログラムの計画，管理，ネットワーク接続，修理及び保守をすること
- 保釈金及び裁判所管理機関一覧表に関する管理，保管の調整，フォローアップ，指導，監視及び実効性評価に参加すること
- 裁判所及び検察組織のあらゆる報告その他の活動を整理統合すること

- 活動内容を毎月、3 か月、6 か月、9 か月及び1 年単位でリーダーに報告すること
- 大臣により割り当てられたその他の責務を履行すること

裁判所管理局は、助手である多くの副局長により補佐される1 名の局長により主導される。

第16 条

裁判所財務局は、以下を担当する。

- 裁判所及び検察組織の作業プロセスの予算及び財務管理を調整及び作成すること
- 裁判所及び検察組織のプロセスの金融業務支援を調整及び管理すること
- 裁判所及び検察組織の予算計画プロジェクトを防御するため参加すること
- 財務問題に関し裁判所及び検察機関を管理、監視及び指導
- 法律に基づく法廷費用、申請税及びその他の収入に由来する裁判所及び検察組織の管理機関の収入を調整、収納及び管理すること
- 裁判所及び検察組織のあらゆる要求の収集、収入一覧表の作成、経費プログラムの作成、収入及び経費・機器の管理並びに修理の手配を調整すること
- 裁判所及び検察組織のあらゆる動産、不動産、在庫品目の調整、監視及び管理並びに棚卸表の作成
- 裁判所及び検察組織の機器の公共調達、受領及び配布を調整及び監視すること
- 請求明細書及び物理的口座の一覧表の定期的な管理の調整
- 財務関連法に従った収入の調整、管理及び配分をすること
- 金融活動及び会計の情報技術を企画すること
- 他の地域の控訴裁判所を設立するための予算、金融及び公共投資計画を企画すること
- 裁判所及び検察組織の経済プロジェクト計画、社会投資及び公共投資を企画すること
- 裁判所に関連する財務問題の普及及び研修の企画への参加
- 活動内容を毎月、3 か月、6 か月、9 か月及び1 年単位でリーダーに報告すること
- 大臣により割り当てられたその他の責務を履行すること

裁判所財務局は、助手である多くの副局長により補佐される1 名の局長により主導される。

第17 条

裁判所人事局は、以下を担当する。

- 政府職員、法律専門家並びに裁判所及び検察組織の職員を含む全職員を管理すること
- 裁判所及び検察組織のプロセス支援業務を調整及び管理すること
- 法律に従い管理機関並びに裁判所及び検察組織の政府職員及び職員の採用、任命、昇進、異動の正規手続きを策定すること
- 優秀な仕事をした裁判所管理機関の公務員及び職員に対して職務勲章及び他の名誉ある贈答品を与えるための正規手続きを準備し、授与を提案すること
- 職員及び国家公務員の人数の要求を制限すること、並びに裁判所及び検察組織の活動に関連するあらゆる情報を収集すること
- 人材の必要条件の評価、研修に参加すること、並びに裁判所管理機関の政府職員及び職員の能力開発をすること
- 裁判所管理の職員の仕事に関連する主題に関する普及業務及び研修の企画に参加すること
- 裁判所及び検察組織のプロセスのため、市及び州の人口比率に応じて裁判官、検察官及び司法職を有する他の公務員の人数を制限することについての計画を立てること
- 裁判所、検察及びその他の機関で仕事をしている裁判所管理機関の実務研修の公務員及び人員を管理すること
- 地域の控訴裁判所の設立プロセスへの人材の計画立案及び要求に参加すること
- 裁判所及び検察組織の収益体制及びその他の支援体制の整理、制限及び管理をすること
- 裁判所及び検察組織の人事管理の実効性の追跡、監視及び評価をすること
- 人事統計及び運営情報一覧表を作成すること
- 活動内容を毎月、3 か月、6 か月、9 か月及び 1 年単位でリーダーに報告すること
- 大臣により割り当てられたその他の責務を履行すること

裁判所人事局は、助手である多くの副局長により補佐される 1 名の局長により主導される。

第 18 条

裁判所管理に関する研究・普及・研修局は、以下を担当する。

- カンボジア王国における裁判所管理運営システム全体を強化、円滑化及び開発するための展望をすること
- 普及、研修及び能力開発の要件の状況に関する調査及び評価をすること
- 裁判所管理機関の履行責務の実効性を確保するため、専門家職に関連する人材能力育成プログラム及び他の主題に関する研修を管理すること

- 裁判所，検察官及び関係公務員について，裁判所管理業務に関する業務の普及を管理し他の専門家に研修を実施すること
- 他の諸国の裁判所管理システムのプロセスを研究し，記録資料として編集し，公表し，司法省の図書館で保存すること
- 裁判所管理機関の公務員及び人員の研修及び実務研修のプロジェクト立案の提案並びに採用管理を企画すること
- 研究及び海外研究視察のための裁判所管理の公務員及び職員を調整及び管理すること
- 裁判所管理部署の公務員の能力を拡大及び強化するための普及，研修，実地研修に関与する，司法省，民間社会組織及び国際組織の間で調整及び協力をすること
- 司法省の公務員のための裁判所管理部門に関する研修及び実地研修課程行うための計画を作ること
- 裁判所管理部門に関する普及及び研修の実効性に関して研究及び評価をすること
- Medias システムを介した裁判所管理部門に関する普及活動を企画すること
- 法律文書及び裁判所管理部門に関するその他の説明文書を効率的に編集するための推進活動及び研修をすること
- 裁判所管理部門に関係する規則に関する印刷業務を管理すること
- 活動内容を毎月，3 か月，6 か月，9 か月及び1 年単位でリーダーに報告すること
- 大臣により割り当てられたその他の責務を履行すること

裁判所管理に関する研究・普及・研修局は，助手である多くの副局長により補佐される1名の局長により主導される。

第6章 訴追・刑事総局

第19条

訴追・刑事総局は，司法省の秘書役として，訴追問題，刑事問題，少年司法問題，大赦及び恩赦，条件付き釈放，研究・普及問題，刑事司法問題における法律研修に関して調整及び調査をする，並びに管轄下にあるネットワーク全体での刑事司法問題における技術システムを開発するための戦略計画を作成する役割及び責務を有する。

訴追・刑事総局は，その権限下に以下の6つの部門を有する。

- 訴追・刑執行局
- 刑事問題・少年司法局
- 犯罪記録局
- 刑事問題・送還における司法共助局
- 立法業務・刑事統計局

— 刑事問題における調査・普及・法律研修局

第 20 条

訴追・刑執行局は、以下を担当する。

- 訴追業務部門の行動計画及び作業プログラムを作成し、部門の作業実効性を高めるための手段を提起すること
- 司法警察官を調査し、再研修させること
- あらゆるレベルで検察機関の業務及び法施行活動を調整、フォローアップ及び調査すること
- 刑事政策の実施を計画及び検査し、さらに当該業務実施の実効性を確保するために必要な処置を講じること
- 作業管理に関して調査し及び必要な処置を講じ、裁判所及び裁判所の検察における品目を、品目の競売も含め、整理すること
- 起訴を含むあらゆる決定を追跡及び調査し、事件を保留にすること
- あらゆるレベルで裁判所及び検察の最終判決、判決及びあらゆる決定の実行を追跡、調査及び評価すること
- 法の執行について拘置所及び刑務所を調査すること
- 刑罰執行を追跡及び監視すること
- 他の訴追機関が関与する介入要請を調査し、それに意見を述べること。必要な場合は検査することもできる
- 訴追分野に関わる法案及び法的意見の整理に参加すること
- 訴追分野に関わる司法省又は他の機関により準備された法案及び法的意見の調査に参加し、意見を述べること
- 訴追分野及び人権において国内及び国際的な組織と意思疎通を図ること
- 訴追分野の概要報告を作成すること
- 活動内容を毎月、3 か月、6 か月、9 か月及び 1 年単位でリーダーに報告すること
- 大臣により割り当てられたその他の責務を履行すること

訴追・刑執行局は、助手である多くの副局長により補佐される 1 名の局長により主導される。

第 21 条

刑事問題・少年司法局は、以下を担当する。

- 局の行動計画及び作業活動を作成すること、並びに局の作業実効性を高めるための処置を講じること
- 大赦及び恩赦問題並びに条件付きで釈放される囚人を整理し管理すること
- 大赦及び恩赦の要請並びに条件付き釈放に関して調査し、意見を述べること
- 恩赦・大赦国家委員会の期間中に恩赦及び釈放について文書を実施し

勅令を起草すること

- 国家委員会が条件付き釈放の要請を審査及び決定するための文書及び大臣令を準備すること
- 大赦及び恩赦の勅令の施行を審査及び監視すること
- あらゆる種類の裁判所で実施される少年に優しい訴訟手続きについて研究，調査及び編集すること
- 少年問題に関連する国内及び国際的な犯罪学データシステムを研究，調査及び編集すること
- 少年問題に関連する職業訓練の計画について裁判官及び検察官及びその他の法執行公務員との協議に参加すること
- 少年及び貧しい人々のための法的支援に関する業務を支援すること
- 裁判所において少年に優しい取扱いの実施を強化及び監視すること
- 少年の勾留，刑罰，強制措置を含む刑執行を強化及び監視すること
- 刑事業務に関連する法律及び規則の起草に参加すること
- 刑事問題に関わる国際条約及び協定に関する交渉について関連する省とともに参加すること
- 刑事業務の概要報告を作成すること
- 刑事業務のあらゆる報告及びその他の活動を整理統合すること
- 活動内容を毎月，3 か月，6 か月，9 か月及び1 年単位でリーダーに報告すること
- 大臣により割り当てられたその他の責務を履行すること

刑事問題・少年司法局は，助手である多くの副局長により補佐される1名の局長により主導される。

第22条

犯罪記録局は，以下を担当する。

- 局の行動計画及び作業プログラムを計画すること，並びに局の作業実効性を高めるための手段を提起すること
- 犯罪記録リストを整理，管理，及び保管すること
- あらゆる種類の処罰を証明するデータ表を登録すること
- 外国で生まれた者及び比較できない又は疑わしい身元を有する者に関するファクトシートに対応すること
- 問題及び社会復帰に対応すること
- 処罰又は身体的刑罰に服する日について調査すること
- 犯罪記録様式の申請書を整理し，国内及び国際的な公共機関に対して提示を行うこと
- 電子システムによる犯罪記録要請について情報の普及及び正規手続きを企画すること
- 刑事記録要請及び添付書類の記入方法について国内及び国際的な公共機関に紹介すること
- 犯罪記録番号1，番号2及び番号3の発行を確実にすること

- 犯罪記録に関する外国語の翻訳を確実にすること
- 国内及び国際的な公共機関並びに他の機関からの犯罪記録要請を受領し、調査すること
- 記録の要約又は犯罪記録リスト若しくは身体的刑罰に登録された部分を再調査すること
- 刑又は身体的刑罰に服する日について刑務所からの通知を調査及び受領すること
- 訴訟手続きの罰金及び税金の支払日について国庫からの通知を受領すること
- 犯罪記録に関して発行された登録簿番号について責任を負うこと
- 局の文書の出入り及び他の項目を整理、管理、及び廃すること
- 刑事業務のあらゆる報告及び他の活動を整理統合すること
- 活動内容を毎月、3 か月、6 か月、9 か月及び1 年単位でリーダーに報告すること
- 大臣により割り当てられたその他の責務を履行すること

犯罪記録局は、助手である多くの副局長により補佐される1名の局長により主導される。

第23条

刑事問題・送還における司法共助局は、以下を担当する。

- 局の行動計画及び作業プログラムを作成すること、並びに局の作業実効性を高めるための処置を提起すること
- 刑事問題、送還及び囚人移送における司法共助に関する要請を整理し、円滑にすること
- 国際刑事裁判所とのプロセス及び協力の調和を確実にし、刑事問題における国際的な規制通知の執行を確保すること
- 刑事問題、送還、及び囚人移送における他の当事者との司法共助に関わる国際条約を審査、協議及び起草すること
- 刑事分野における調整プログラム、覚書、送還及び法的協定に関わる法律文書に関し、司法省の他の専門技術部門と調整し、取決めを行うこと
- テロ部門、薬物対策、マネーロンダリング対策、人身取引、人の密輸、及び他の越境犯罪に関し、国際機関、各省庁及び他の機関と意思疎通を図ること
- データシステムを管理し、効果的かつ迅速な解決策を確実にするため支援要請をフォローアップすること
- 刑事問題、送還、囚人移送及び越境犯罪における司法共助に関して、経験交換のための訪問、ワークショップへの参加、国の内外での会合への参加をすること
- 刑事問題、送還、及び越境犯罪における司法共助の技術的専門知識研修及び手続きを実施すること

- 開発パートナーとの長期、中期及び短期の戦略計画及びプログラムを企画すること
- 刑事問題、送還及び囚人移送業務における司法共助に関する概要報告を作成すること
- 局の概要報告を行うこと
- 活動内容を毎月、3 か月、6 か月、9 か月及び1 年単位でリーダーに報告すること
- 大臣により割り当てられたその他の責務を履行すること

刑事問題・送還における司法共助局は、助手である多くの副局長により補佐される1名の局長により主導される。

第24条

立法業務・刑事統計局は、以下を担当する。

- 刑事問題の法体制を強化、改善及び開発するための展望を作成すること
- 刑事業務に関連する問題に関して調査及び審査を行い、意見を述べること
- 局の行動計画及び作業プログラムを作成すること、並びに局の作業実効性を高めるための処置を提起すること
- 裁判所の組織及び権能並びにあらゆるレベルの検察組織に関連する法律及び規則を起草し、刑事問題に関連する規則を起草すること
- 刑事問題における法執行に関して追跡及び審査すること
- 刑法の重要な条項を普及するための説明を実施すること
- 裁判所手続きにおける基本的人権に関わる法的な質問及び回答を作成し、普及させること
- 刑事問題に関わる法律その他の規則を作るための計画を提案すること
- 刑事問題に関わる国内及び国際的な立法業務に関し、国際機関その他の組織と協力すること
- 刑法及び刑事訴訟法に関わる他の要請に関して審査し、意見を述べること
- 刑事問題に関わる国際協定の協議、交渉に参加し、締結に参加すること
- 刑事問題に関連する普及及び法律研修に参加すること
- 国内及び国際的な犯罪学データシステムを研究及び構築すること
- あらゆるレベルの裁判所における刑事事件に関わる判決、刑事判決その他の決定のデータを収集すること
- 刑事事件統計を整理し、局の概要報告を行うこと
- 活動内容を毎月、3 か月、6 か月、9 か月及び1 年単位でリーダーに報告すること
- 大臣により割り当てられたその他の責務を履行すること

立法業務・刑事統計局は、助手である多くの副局長により補佐される 1 名の局長により主導される。

第 25 条

刑事問題における調査・普及・法律研修局は、以下を担当する。

- 局の行動計画及び作業プログラムを作成すること、並びに局の作業実効性を高めるための処置を提起すること
- 刑事問題における普及、研修及び実地研修に関する必要性の状況を調査及び評価すること
- 裁判所公務員、法執行公務員、司法省下の公務員、法律専門家及び公共機関に対する刑事問題の普及、研修及び実地研修に関する計画を提案しプログラムを取り決めること
- 他の国々の刑事司法制度のプロセスを調査し、司法省の図書館に保管し公表して普及するための書類を準備すること
- 裁判官、検察官、書記官、公証人、廷吏、及び司法補佐官に対する刑事問題についての研修及び実地研修において他の関連組織と調整すること
- 人材能力の促進及び強化のため刑事問題における普及、研修及び実地研修に関わる司法省と民間社会組織との間の協力を円滑にすること
- メディアを通じた刑事問題における法律の普及を企画すること
- 効果的に普及及び研修するため、刑事問題における法律文書及び説明書を編集すること
- 刑事問題に関わるあらゆる法的書状を整理し、公表を管理すること
- 刑事上の展開についての法律書籍、法律文書その他の関連文書を管理及び配布すること
- 局の概要報告を行うこと
- 活動内容を毎月、3 か月、6 か月、9 か月及び 1 年単位でリーダーに報告すること
- 大臣により割り当てられたその他の責務を履行すること

刑事問題における調査・普及・法律研修局は、助手である多くの副局長により補佐される 1 名の局長により主導される。

第 7 章 民事総局

第 26 条

民事総局は、調整、社会問題管理、家族問題、法律により規定された夫及び妻の財産並びに個人の登録、民事関連法に関する調査・普及・研修に関して取り組む司法省の秘書役として機能しており、識別の仕組み及び地方の司法を系統立て及び管理し、司法ネットワーク全体における民事部門に関する技術的作業の開発のための戦略を特定する。

民事総局には、以下の5つの下部部門がある。

- 法務・民事統計局
- 登録・保管局
- 調停・地方司法局
- 民事問題における司法共助局
- 民事問題に関する調査・普及・法律研修局

第27条

法務・民事統計局は、以下を担当する。

- 民事に関わる法案を作成し規則を制定すること
- 民事に関わる問題に関して監視し意見を提供すること
- 民事問題に関わる法律強化プログラム及び規則のプロジェクトを立案すること
- 民事問題に関わる国内及び国際的な立法問題に関して外国人及び他の組織と協力すること
- 民事問題、商法、社会法及び財産権に関わる司法省の法案及び機関に関して監視し意見を提供すること
- 民事事件に関わる決定機関の実施を調整及び監視すること
- 私法、社会法及び財産権に関わる国際協定の監視、協議、交渉、及び署名に参加すること
- 民事問題に関する普及及び法律研修に参加すること
- あらゆるレベルの裁判所の社会問題事件に関わる評決及び決定のデータを収集及び編集すること
- 統計を作成し、局の概要報告を行うこと
- 活動内容を毎月、3か月、6か月、9か月及び1年単位でリーダーに報告すること
- 大臣により割り当てられたその他の責務を履行すること

法務・民事統計局は、助手である多くの副局長により補佐される1名の局長により主導される。

第28条

登録・保管局は、以下を担当する。

- 民法及び民事訴訟法を遵守して、契約、夫と妻の財産、個人、保管、保証及び預託の規則、形式及び登録手続きを準備及び構築すること
- 民法及び民事訴訟法を遵守して、契約、夫と妻の財産、個人、保管、保証及び預託の登録システムを準備、管理、企画及び監視すること
- 夫と妻の財産、個人、保管、保証及び預託の登録に関わる法案及び規則の監視に参加し、意見を与えること
- 契約、夫と妻の財産、個人、保管、保証及び預託の登録システムに関して国民及び組織に対して教育及び普及をすること
- 夫と妻の財産、個人、保管、保証及び預託の登録に関わる技能に関する

る普及及び研修に参加すること

- 夫と妻の財産，個人，保管，保証及び預託の登録の管理システムの実効性を推進及び強化するための情報技術作業その他の必要な技術を開発及び管理すること
- 夫と妻の財産，個人，保管，保証及び預託の登録に関わる公表文書を編集及び整理すること
- 夫と妻の財産，個人，保管，保証及び預託の登録の実効性を監視及び評価すること
- 局の概要報告を行うこと
- 活動内容を毎月，3 か月，6 か月，9 か月及び 1 年単位でリーダーに報告すること
- 大臣により割り当てられたその他の責務を履行すること

登録・保管局は，助手である多くの副局長により補佐される 1 名の局長により主導される。

第 29 条

調停・地方司法局は，以下を担当する。

- 国民の裁判権の利用を強化し，司法が国民に届くよう推し進めるため，市，郡／区における司法サービスセンターを監督及び開発すること，並びに地方レベルでの調停の仕組みを強化及び開発すること
- 法律相談サービスを提供することを確保し，裁判所以外のシステムによる正当な方法で紛争を解決するよう調整すること
- 当局並びに市，郡／区，及びコミュン／サンカットに住んでいる人々のための法律及び紛争解決手続きに関する普及及び研修に参加すること
- 下部の公務員及び関係当局の能力を強化するため調停の専門技能に関する研修を企画すること
- 研修又は地方及び国際的な研修旅行を監督し，それらに参加する機会を職員に与えること
- 地方レベルの司法及び調停のためのサービスセンターの運営に関わる規制通知を策定すること
- 市，郡／区，コミュン／サンカットのレベルでの司法分野を監視及び評価し，計画及び展望を作成し，開発すること
- 財務及び技術部門において支援を得るため，地方及び国際的な開発パートナーと協力すること
- 紛争解決及び相談の実効性を確保，監視及び評価すること
- 専門的な調停紛争解決及び他の法律サービスのプロセスについて調査及び編集を行い，文書を公表すること
- 係争中の紛争解決について，下部部署がそれを解決できず支援を求める場合に，監視及び調整すること
- 下部部署の司法サービスセンターの下部の公務員によりもたらされ

- た行政紛争を監視し、その解決について関係当局と協力すること
- 司法サービスセンターの運営及び開発のための予算計画を作成すること
 - 司法サービスセンターの予算計画の擁護に参加すること
 - 司法サービスセンターのインフラ、財、及び機器を監視すること
 - 司法サービスセンターの運営を監視、評価及び調整すること
 - 司法サービスセンターの職員を管理し、職員を採用し、司法サービスセンターの公務員の任命、異動、処罰及び解雇を行うこと
 - 司法サービスセンターに対する奨励及び指示を実施すること
 - 局の概要報告を行うこと
 - 活動内容を毎月、3 か月、6 か月、9 か月及び 1 年単位でリーダーに報告すること
 - 大臣により割り当てられたその他の責務を履行すること

調停・地方司法局は、助手である多くの副局長により補佐される 1 名の局長により主導される。

第 30 条

調停・地方司法局は、カンボジア王国における市、郡／区の行政センターに設立される司法サービスセンターを主導及び監視する。司法サービスセンターの組織、処理、形態、及び手続きは、司法省の大臣令において定められる。司法サービスセンターは、異なる責務について責任を負う公務員及び契約担当官で構成され、自己の印を有する。使用する印及び見本は、司法省及び内務省により定められる。

司法サービスセンターは、配置された行政当局の監督下ではなく、中立かつ独立の原則に基づき自己の責務を実施する。

司法サービスセンターの処理に提出する方法は、法律及び司法改革政策及び国家予算を遵守して司法省の大臣令により定められる。

第 31 条

民事問題における司法共助局は、以下を担当する。

- 局の行動計画及び作業プログラムを作成し、並びに局の作業実効性を高めるための処置を講じること
- 民事問題における司法共助の要請を作成及び調整すること
- 民事事件における国際的な捜査を命じる決定、外国の民事裁判所の判断及び外国の仲裁判断の執行に関連する国際協力の構成を調整し改善すること
- 民事問題における国家間の司法共助に関わる国際条約の法案を監督、協議、及び作成すること
- 民事問題における協力プログラム、MOU 及び協定に関わる法律文書に関し、司法省の技術部署と協力し作成すること

- 効果的かつ適時の解決となることを確保するため、データシステム及び支援要請を監視すること
- 民事問題における司法共助に関して、交換訪問を実施し、セミナー並びに国内会議及び国際会議に参加すること
- 民事問題における司法共助の専門技能及び手続きの研修プログラムの作成に参加すること
- 民事問題における司法共助に関わる国際条約の普及活動に参加すること
- 長期、中期、及び短期の戦略計画を作成し、また開発パートナーと共にプログラムを作成すること
- 民事問題における司法共助に関する概要報告を行うこと
- 活動内容を毎月、3 か月、6 か月、9 か月及び1 年単位でリーダーに報告すること
- 大臣により割り当てられたその他の責務を履行すること

民事問題における司法共助局は、助手である多くの副局長により補佐される1名の局長により主導される。

第32条

民事問題に関する研究・普及・法律研修局は、以下を担当する。

- 民事問題における普及、法律研修及び業務研修の必要の状況を調査及び評価すること
- 裁判所公務員、法執行官、及び司法省の公務員、法律専門家、並びに公共機関のための民事問題における普及、法律研修、実地研修のプログラムを提案及び企画すること
- 他の諸国の民事司法制度のプロセスを調査し、司法省の図書館で保管し公表するために書類をとりまとめること
- 民事問題における人材の能力強化のための普及、研修及び実地研修に関わる司法省、民間組織及び国際組織の間の調整及び協力
- 裁判官、検察官、裁判所書記官、公証人、廷吏、及び司法補佐官に対する民事問題についての研修を提供するため関連機関と協力すること
- 民事問題における普及及び法律研修の実効性を調査及び評価すること
- メディアを通じた民事問題に関連する法律の普及を企画すること
- 効果的な普及のため民事問題に関する法律文書及び説明を編集すること
- 民事問題に関わるあらゆる規則を整理し、公表すること
- 局の概要報告を行うこと
- 活動内容を毎月、3 か月、6 か月、9 か月及び1 年単位でリーダーに報告すること
- 大臣により割り当てられたその他の責務を履行すること

民事問題における研究・普及・法律研修局は、助手である多くの副局長により補佐される1名の局長により主導される。

第8章 司法開発総局

第33条

司法開発総局は、司法省の秘書役として、司法の開発を促進し、より強く効果的にするため、国際関係問題、調整、管理、及び司法支援の監視に関する役割及び責務を有する。

司法開発総局は、以下の6部門を有する。

- 国際関係・開発パートナー局
- 公証人局
- 廷吏局
- 裁判所書記官局
- 清算・通訳・専門家局
- 研究・計画局

第34条

国際関係・開発パートナー局は、以下を担当する。

- 司法省に関連する外国との作業に関する調整
- 司法分野において各省庁、機関及び開発パートナーと協力すること
- 司法の問題に関し他のすべての国々と関係を構築すること
- 司法の開発のため国内及び国際的な援助を調整、追求及び管理すること
- 国内及び国際からの支援を要請するために研究し、あらゆる要望を収集し、司法の開発を計画すること
- ASEAN との調整を担当すること
- 他の諸国及び国際組織との司法分野に関する協力プログラム、覚書及び協定を管理すること
- 司法共助及び国際条約草案への協力、調整及びそれらに関連するサービス要請書類の翻訳
- 司法省のリーダー及び代表団について海外派遣を調整及び管理すること
- 外国語の書類を受領し、その写しを立法化すること
- 内部関係問題に関する統計を作成し、概要報告を行うこと
- 活動内容を毎月、3か月、6か月、9か月及び1年単位でリーダーに報告すること
- 大臣により割り当てられたその他の責務を履行すること

国際関係・開発パートナー局は、助手である多くの副局長により補佐される1名の局長により主導される。

第 35 条

公証人局は、以下を担当する。

- カンボジア王国においてすべての公証人全体を調整，管理及び監視すること
- 公証人の職業法に関する規則及び規制を実施すること
- 公証人の能力構築のための研修及び実地研修を実施するため関係機関と協力すること
- 公証人土業の円滑かつ効果的な実施を調整及び確保すること
- 公証人の要件に関して評価すること
- 公証人の組織及び採用に参加すること
- 適用法に従い公証人の任命，処罰，解雇を調整及び管理すること
- 公証人役場の設立及び公証人土業における正規手続き，手順及び関連書類を管理すること
- 公証人土業としての登録及び公証人役場の設立のための申請書を受領し，それらに関して助言すること
- 公証人役場の設立について調査及び研究すること
- 個人及び公証人集団としての公証人土業の場所を管理，分配及び制限すること
- 公証人役場の売買，移転，又は公証人役場の株主の移転に関し調査及び認識すること
- 公証人土業について監視し，公証人土業の処罰又は解雇の書類を作成すること
- 公証人職に関する他の問題の調整，調査及び解決をすること
- 公証人土業の活動に関して経済部門を分析すること及び公証人土業の発展の予測
- 公証人業務に関して統計を作成し，概要報告を行うこと
- 活動内容を毎月，3 か月，6 か月，9 か月及び 1 年単位でリーダーに報告すること
- 大臣により割り当てられたその他の責務を履行すること

公証人局は，助手である多くの副局長により補佐される 1 名の局長により主導される。

第 36 条

廷吏局は，以下を担当する。

- カンボジア王国におけるすべての廷吏全体を調整，管理及び監視すること
- 廷吏職業法に関する規則及び規制を実施すること
- 廷吏の能力構築のための研修及び実地研修を実施するため関係機関と協力すること
- 廷吏職のプロセスの円滑かつ効果的な実施を調整及び確保すること

- 廷吏の要件に関して評価すること
- 廷吏の組織及び採用に参加すること
- 適用法に従い廷吏の任命，処罰，解雇を調整及び管理すること
- 廷吏職に関する他の問題の調整，調査及び解決をすること
- 廷吏職の活動に関して経済部門を分析すること及び廷吏職の発展の予測
- 廷吏業務に関して統計を作成し，概要報告を行うこと
- 活動内容を毎月，3 か月，6 か月，9 か月及び1 年単位でリーダーに報告すること
- 大臣により割り当てられたその他の責務を履行すること

廷吏局は，助手である多くの副局長により補佐される 1 名の局長により主導される。

第 37 条

裁判所書記官局は，以下を担当する。

- カンボジア王国におけるすべての裁判所書記官全体を調整，管理及び監視すること
- 職務及び裁判所書記官の正規職業に関し，予測により管理すること
- 裁判所書記官職員の管理，専門職及び退職を管理すること
- 裁判所書記官に関する法令及び規則を実施すること
- 裁判所書記官士業における個人として追跡及び監視すること
- 裁判所書記官の要件に関して調査及び評価すること
- 裁判所書記官士業の円滑かつ効果的な実施を調整及び確保すること
- 裁判所書記官の要望項目を評価すること
- 裁判所書記官を組織及び採用に参加すること
- 裁判所書記官の能力を強化するための研修及び実地研修の実施に関連して他の機関と協力すること
- 適用法に従い裁判所書記官の任命，処罰，解雇を調整及び管理すること
- 裁判所書記官職に関する他の問題を調整，調査及び解決すること
- 裁判所書記官業務に関して統計を作成し，概要報告を行うこと
- 活動内容を毎月，3 か月，6 か月，9 か月及び1 年単位でリーダーに報告すること
- 大臣により割り当てられたその他の責務を履行すること

裁判所書記官局は，助手である多くの副局長により補佐される 1 名の局長により主導される。

第 38 条

清算人・通訳・専門家局は，以下を担当する。

- 適用法に従い，カンボジア王国における清算人，通訳，及び専門家に

- 関して調整，管理，及び監視すること
- 破産問題における規制及び規則を作成すること
 - 破産問題における清算人法，通訳，及び他の専門家に関する規制及び規則を作り上げること
 - 商法及び銀行法に関して起草するため関連当局省庁と参加すること
 - 清算人，通訳その他の専門家に関する処罰手続きの管理及び監視に参加すること
 - 清算人，通訳その他の専門家を方向付け，監視及び管理すること
 - 清算人，通訳その他の専門家に関する免許の管理，発行及び取消しを作成及び調整すること
 - 清算人，通訳その他の専門家への復職を認めるため及び復職を提示するための条件を決定すること
 - 大臣に対して破産事件を開始する事由となる最低限の金銭義務を定義するため，市場プロセスの経済及び展開に関して分析すること
 - 清算人，通訳その他の専門家の権限を定義するための研究を実施すること
 - 清算人，通訳その他の専門家の許容度について研究するための研修及び実地研修を準備及び管理すること
 - 局の統計及び概要報告を作成すること
 - 活動内容を毎月，3 か月，6 か月，9 か月及び 1 年単位でリーダーに報告すること
 - 大臣により割り当てられたその他の責務の履行

清算人・通訳・専門家局は，助手である多くの副局長により補佐される 1 名の局長により主導される。

第 39 条

研究・開発局は，以下を担当する。

- 司法の開発のための展望，政策，及び計画を作成すること
- 司法開発のための司法省の作業計画を長期，中期及び短期で作成すること
- 司法開発に関連する王国政府の政策及び決定を実施すること
- 法律及び司法改革の政策を実施するための司法省の活動の作業計画を作成すること
- カンボジア王国の司法開発制度のひな型として他の諸国における司法制度を研究及び調査すること
- 他の諸国における司法制度の調査書類を編集，公表及び普及すること
- 司法開発に関する王国政府の政策及び決定を実施するための，長期，中期及び短期の組織作業計画の作成に関連して，司法省の公務員に対する研修及び実地研修を普及するため関連機関と協力すること
- 局の統計及び概要報告を作成すること
- 活動内容を毎月，3 か月，6 か月，9 か月及び 1 年単位でリーダーに

報告すること

— 大臣により割り当てられたその他の責務の履行

研究・計画局は、助手である多くの副局長により補佐される 1 名の局長により主導される。

第 9 章 裁判所業務監察総局

第 40 条

裁判所業務監察総局は、以下を担当する。

- 司法省に従属する諸機関の権能に関して定期的に検査を実施すること
- あらゆる種類及びレベルの裁判所の権能に関して定期的に検査を実施すること
- あらゆる種類及びレベルの裁判所に対する個人又は法人からの苦情がある場合に検査を実施すること、及びその後大臣へ報告すること
- 検査されたあらゆる種類及びレベルの裁判所並びに司法省下の他の機関の法執行に関して大臣へ報告を行い、当該機関のベストプラクティスを確保するため、司法省の大臣へ提言及び措置を提供すること
- 検査対象機関のための改善措置の実施の実効性に関して監視及び評価すること
- 司法省の公務員及び職員に関する管理上の紛争を調査及び妥協すること
- 裁判官、裁判所書記官及び廷吏の監視に参加すること、並びにそれらの問題に関して提言を提供すること
- 裁判官、裁判所書記官及び廷吏の規律に関する苦情を調査し、それらに関して提言を提供し、必要に応じて検査すること
- 検査業務の実効性を確保するため、他の機関及び政府機関と協力し意思疎通を図ること、並びに個人に協力を要請することができる
- 情報を収集し、分析結果の年間報告を作成し、検査要件を定義し、提言及び改善措置を提示すること
- 大臣により割り当てられたその他の責務の履行

監察総局は、助手である多くの副監察総監により補佐される 1 名の監察総監により主導される。

第 41 条

裁判所業務監察総局は、司法省の作業プロセスを支援する司法省の事務局の位置付けを有する。

事務局は、必要に応じて多くの副局長による補佐が付いた 1 名の局長により主導される。

裁判所業務監査総局の事務局の組織及び権能は、司法省の大臣令により定められるものとする。

第 10 章 内部監査局

第 42 条

司法省に従属する内部監査局は、機関、各省、及び公共施設全体にわたる内部監査の組織及び権能に関する 2005 年 2 月 15 日付の政令第 40 号 ANKr/BK において定められた自己の義務を適用する責任を負う。

内部監査局は、助手である多くの副局長により補佐される 1 名の局長により主導される。

第 11 章 財務監査団体

第 43 条

財務監査団体は、大臣の予算支出を監査するための財務監査団体の設立に関する 1995 年 11 月 16 日付政令第 81 号により定められた条件及び規則に基づき経済財政省により設けられた。

第 12 章 最終規定

第 44 条

中央行政における司法省の局レベルより下の組織及び権能は、司法省の大臣令により定められるものとする。

第 45 条

司法省の組織及び権能に関する 2007 年 5 月 11 日付の政令第 47 号 ANKr/BK は、無効とみなされるものとする。

本政令に反する規定は、無効とみなされるものとする。

第 46 条

閣僚評議会担当大臣、経済財政大臣、司法大臣並びに関係する省及び機関の大臣及び長官は、それぞれ、本法律の署名日から本政令を実施するものとする。

ブノンペン、2014 年 8 月 29 日

首相 署名

Samdach Akka Moha Sena Padei Techo HUN SEN

司法省の組織図

